家族にはいろいろなかたちがあります

家庭を必要としている子どもたちのために。

特別養子縁組制度・里親制度

様々な事情により自分の家庭で生活できない子どもたちがいます。
こうした子どもたちを家族の一員として共に過ごし、家庭の中で育ててみませんか。
実親との関係を解消して養親が親権を持つ特別養子縁組制度と、
実親から子どもを預かって育てる里親制度があります。

ご相談は、地域の児童相談所もしくは民間あっせん機関まで

全国
児童相談所
一覧

養子縁組
あっせん機関
一覧

厚生労働省 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「不妊治療中の方への里親・特別養子縁組の
情報提供方法に関する研究」